

第12回

平成26年12月16日

著作物の利用

権利の制限

白鷗大学
杉山 務

著作物の利用

- 保護対象とならない著作物
- 保護期間満了の著作物
- 著作権者の了解を得る
- 著作権の譲渡を受ける
- 適法に譲渡された著作物 消尽
- 出版権の設定を受ける
- 文化庁長官の裁定
- 著作権が制限されている利用

著作権の制限

定められた条件のもとで、著作権者の許諾を受けることなく無断で利用できる場合があり、利用にあたっては、原則として出所の明示が必要となる

- (1) 私的使用のための複製(30条)
- (2) 図書館等における複製(31条)
- (3) 引用(32条)
- (4) 教科用図書等への掲載(33条)
教科用拡大図書等の作成のための複製(33条の2)
- (5) 学校その他の教育機関における複製(35条)
遠隔授業教材の送信
- (6) 試験問題としての複製(36条)
インターネットによる試験問題の送信
- (7) 点字による複製等(37条)
聴覚障害者のための自動公衆送信(38条)
- (8) 営利を目的としない上演等(38条)

これらの規定は、著作者人格権に影響を及ぼすものではない。(50条)

著作権の制限

- (9) 時事問題に関する論説の転載等(39条)
政治上の演説等の利用(40条)、
時事の事件の報道のための利用(41条)
- (10) 裁判手続等における複製(42条)
- (11) 情報公開法等による開示のための利用(42条の2)
- (12) 翻訳、翻案等による利用(43条)
- (13) 放送事業者等による一時的固定(44条)
- (14) 美術の著作物等の原作品の所有者による展示(45条)、
公開の美術の著作物等の利用(46条)、
美術の著作物等の展示に伴う複製(47条)
- (15) プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等(47条の2)
- (16) その他、写り込み等の利用(24年改正)

1 私的使用のための複製 (30条)

文献の複写、写真コピー、ネット上のデータのコピー
テレビ番組の録画、音楽CDのCD-RやiPodなどへのコピー



条件:

家庭内などの限られた範囲内で仕事以外の目的に利用すること
使用する本人がコピーすること

誰でも使える状態で設置してあるダビング機などを用いないこと

当分の間は、コンビニのコピー機など「文献複写」のみに用いるものは除く

コピープロテクション(コピーガード)を解除してコピーするものでないこと

同様に、解除されていることを知りつつコピーするものでないこと

附則 (施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十六年一月一日から施行する。

(自動複製機器についての経過措置)

第五条の二 著作権法第三十条第一項第一号及び第百九条第二項第二号の規定の適用については、当分の間、これらの規定に規定する自動複製機器には、専ら文書又は図画の複製に供するものを含まないものとする。



2 図書館等における複製 (31条)

著作権の制限

条件:

複製行為の主体が図書館等であること。

営利を目的としない事業として複製すること

図書館等が所蔵している資料を用いて複製すること

コピーサービスの場合には、

利用者の求めに応じ、

利用者の調査研究の目的のために、

公表された著作物の一部分を

一人につき1部 提供するための複製であること

保存のための複製の場合には、汚損の激しい資料等の複製に限ること

他の図書館への提供のための複製の場合には、絶版等一般に入手することが困難である資料の複製を求められたものであること



3 引用・転載・利用

(32条)

「引用」

著作物を引用、転載、利用する場合、「公正な慣行」に合致するとともに、出所の明示が必要

(参照:最判昭和55年3月28日「パロディー事件」)

条件:

公表されている著作物であること

報道、批評、研究などの引用の目的上「**正当な範囲内**」であること

他人の著作物を引用する**必然性**があること

かぎ括弧をつけるなど、引用部分が明確に**区別**されていること

引用部分とそれ以外との**主従**関係が明確であること

(自分の著作物が主体)

Q:美術の展示会入場券に展示物の写真を無断で入れることは、引用として認められるか。

パロディ (モンタージュ)

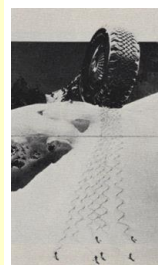
最三判550328

モンタージュ写真の作成発行による**著作者人格権の侵害**

引用とは、自己の著作物中に他人の著作物の一部を採録することをいい、引用側と被引用著作物とを明瞭に区別して認識でき、**主従の関係**があることを要す



雪の斜面をスノータイヤの痕跡のようなシュプールを描いて滑降して来たスキーヤーを撮影して著作したカラーの山岳風景写真の一部を省き、シュプールをタイヤの痕跡に見立ててその起点にあたる雪の斜面上縁に巨大なスノータイヤの写真を合成した白黒のモンタージュ写真を発行することは、**著作者人格権**を侵害する



※ パロディとしての表現上必要な範囲で本件写真の**表現形式を模した**写真を自ら撮影

美術鑑定証書事件

知財高裁221013



引用が許されるためには、引用して利用する方法や態様が公正な慣行に合致したもので、社会通念に照らして合理的な範囲内のものであることが必要

引用としての利用に当たるか否かの判断においては、利用の目的のほか、その方法や態様、利用される著作物の種類や性質、当該著作物の著作権者に及ぼす影響の有無・程度などが総合考慮されなければならない

美術鑑定証書事件

著作物の鑑定のために複製を利用することは、著作権法の規定する**引用の目的**に含まれ、その方法ないし態様としても、社会通念上、合理的な範囲にとどまる

カラーコピーが美術書等に添付されて頒布された場合などとは異なり、**経済的利益を得る機会が失われる**ということも考え難い

本件各鑑定証書を作製するに際して、その裏面に本件各コピーを添付したことは、著作物を引用して鑑定する方法ないし態様において、その鑑定に求められる**公正な慣行に合致したもの**ということができ、かつ、その引用の目的上でも、**正当な範囲内**のものである

32条1項における引用として**適法とされるためには、利用者が自己の著作物中で他人の著作物を利用した場合であることは要件でない**と解される

最決平成24年3月13日上告不受理

3 引用・転載・利用

(32条)

「行政の広報資料」

国・地方公共団体の行政機関、独立行政法人の「広報資料」「調査統計資料」「報告書」などを、「新聞」「雑誌」などの刊行物に**転載**する場合

条件:

- 一般に**周知**させることを目的とした資料であること
- 行政機関の名義の下に**公表**した資料であること
- 説明**の材料として転載すること
- 転載を**禁止**する旨の記載がないこと

転載・利用

39, 40条

「転載・利用」

著作物を引用、転載、利用する場合、「公正な慣行」に合致するとともに、**出所の明示**が必要

新聞等に掲載・発行された「論説」を他の新聞等への転載、放送・有線放送する場合

条件:

- 新聞又は雑誌に掲載して**発行**された論説であること
- 学術**的な性質を有するものでないこと
- 政治上、経済上、社会上の**時事**問題に関する論説であること
- 「他の新聞・雑誌への**転載**」「**放送**」「有線放送」であること
- 転載・放送・有線放送を**禁止**する旨の記載がないこと

「政治上の演説・陳述」「裁判での陳述」

条件:

- 政治上の演説・陳述又は裁判手続きにおける**公開**の陳述であること
- 同一の作者のもののみを**編集**しないこと

4 教育関係における利用

(33条)

「検定教科書」等への掲載

条件:

- 公表されている著作物であること
- 学校教育の目的上必要な限度内であること
- 掲載したことを著作者に通知すること
- 文化庁長官が定める「補償金」を著作権者に支払うこと
- 「出所の明示」が必要

「拡大教科書」作成のためのコピー（弱視の児童・生徒用）

- 教科書に掲載された著作物であること
- 教科書の全部又は相当部分を複製する場合は、教科書発行者に通知すること
- 営利目的の場合は、補償金を著作権者に支払うこと

5 教育機関における複製 (35条)

「複写・配布」

著作物を利用する場合、「公正な慣行」に合致するとともに、慣行があるときは出所の明示が必要

学校などで教員や学習者が教材作成などを行うためにコピー・配布する場合
インターネット上のデータをプリントアウトして配布する場合も含む

条件:

- 営利を目的としない教育機関であること
- 授業を担当する教員等やその授業等を受ける学習者自身がコピーすること
- 授業の中でコピーする本人が使用すること
- 必要な限度内の部数であること
- 公表されている著作物であること
- 著作物の種類や用途などからみて、著作権者の利益を不当に害しないこと
(学習者が購入することを前提とした著作物、例. ドリル、ソフトウェア)

教育機関における公衆送信 (35条)

「公衆送信」

著作物を利用する場合、「公正な慣行」に合致するとともに、慣行があるときは**出所の明示**が必要

学校などで、「主会場」での授業が「副会場」に**同時中継**(公衆送信)されている場合に、主会場で用いられている教材を副会場向けに送信する場合

条件:

- **営利**を目的としない教育機関であること
- 「主会場」と「副会場」がある授業**形態**であること
- その教育機関で「授業を受ける者」の**みへの送信**であること
- 生中継される授業を受信地点で「**同時**」に受ける者への送信であること
- 主会場での**教材**として、配布、提示、上演、演奏、上映、口述されている著作物であること
- 著作物の種類や用途などからみて、著作権者の利益を**不当**に害しないこと

※ 放送大学は？

教育関係における利用

「学校教育番組」作成のためのコピー

- **公表**された著作物であること
- 学習指導要領に**準拠**した番組であること
- 学校教育の目的上、**必要限度**内であること
- 放送したことを著作権者に**通知**すること
- **補償金**を著作権者に支払うこと

「試験問題」作成のためのコピー・公衆送信 (36条)

東高120911「小学校用国語副教材」事件

小学校の国語の**副教材テスト**に「作品を無断で使われ、著作権を侵害された」として、詩人の**谷川俊太郎**ら作家9人が教材会社6社に出版差し止めを求めた仮処分で、高裁は、申し立てを却下した東京地裁の決定を変更し**出版差し止め**を命じる決定をした

福祉関係における利用

著作物を利用する場合、「公正な慣行」に合致するとともに、慣行があるときは**出所の明示**が必要

「**点訳**」のためのコピー 点字に訳してコピー
 「点訳」データの**蓄積・送信**
 「**録音図書**」等の製作
 「**字幕**」の自動公衆送信 リアルタイム字幕の送信

報道関係における利用

「**時事**の事件」の報道する場合
 「行政機関での公開演説」等の**報道**のための利用
 「情報**公開法**」に基づく「開示」等のための利用

「立法」「司法」「行政」のための内部利用

非営利・無料の場合における利用

「**上演；演奏；口述；貸与**」 **(38条)**

学校の学芸会、市民グループの発表会、公民館での上映会

営利を目的とせず、聴衆・観衆から**料金**等を受けず、出演者等に**報酬**が支払われないこと

「**本などの貸与**」

図書館における本の貸し出し

営利を目的とせず、貸与を受ける者から**料金**を受けないこと

「**ビデオなどの貸与**」

ビデオライブラリーなどにおけるビデオなどの貸し出し

営利を目的とせず、貸与を受ける者から**料金**を受けないこと
 権利者に「**補償金**」を支払うこと

非営利・無料の場合における利用

(38条)

「放送番組等の伝達」

喫茶店に置いてあるテレビなどで放送を「公に伝達」する場合

営利を目的とせず、聴衆・観衆から**料金**を受けないこと
通常の**家庭用**受信機を用いること

「放送番組の有線放送」

「共用アンテナからマンション内への配信」など、放送を受信して直ちに有線放送する場合

営利を目的とせず、聴衆・観衆から**料金**を受けないこと

条文の読み方

「放送番組等の伝達」

喫茶店に置いてあるテレビなどで放送を「公に伝達」する場合

営利を目的とせず、聴衆・観衆から**料金**を受けないこと
通常の**家庭用**受信機を用いること

(営利を目的としない上演等)

第三十八条 公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金(いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。)を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

3 放送され、又は有線放送される著作物(放送される著作物が自動公衆送信される場合の当該著作物を含む。)は、**営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、受信装置を用いて公に伝達することができる。通常**の家庭用受信装置を用いてする場合も、同様とする。****

参考：刑法176条 十三歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、六月以上十年以下の懲役に処する。十三歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

美術品：写真：建築における利用

(45～47条)

「美術品」「写真」の原作品の所有者による展示

美術の著作物のオリジナルを、街路・公園等や、ビルの外壁など一般公衆の見易い**屋外**の場所に恒常的に設置する場合でないこと

屋外設置の「美術品」「建築物」の利用

同じものをコピーして増製ないこと

「美術展の小冊子の製作」

展示のときに、解説・紹介のための小冊子へのコピー

オリジナルを**展示**する者がコピーすること
展示が**展示権**の侵害とならないこと

コンピュータプログラムの利用

(47条の2)

「プログラム所有者」によるコピー

バックアップやプログラムの修正・改良の場合

所有者がプログラムを利用するために必要な限度内
海賊版と知って入手したものでないこと

リバースエンジニアリング(RE)はどうなりますか？

技術の発展にはREは不可欠であり、特許権侵害にはならない

REには、複製が当然に行われる

また、ネット上のデータを視聴する際には、パソコンのメモリ又はHDIに複製される

写り込み等の利用

(1) 付随対象著作物の利用(30条の2)

- 写真を撮影したところ、本来意図した撮影対象だけでなく、**背景**に小さくポスターや絵画が写り込む場合
- 街角の風景をビデオ収録したところ、本来意図した収録対象だけでなく、ポスター、絵画や街中で流れていた音楽が**たまたま**録込まれる場合
- 絵画が**背景**に小さく写り込んだ写真を、ブログに掲載する場合
- ポスター、絵画や街中で流れていた音楽がたまたま録込まれた映像を、放送やインターネット**送信**する場合

(2) 検討の過程における利用(30条の3)

- 漫画のキャラクターの商品化を企画するに際し、著作権者から許諾を得る**以前**に、社内の会議資料や企画書等にキャラクターを掲載する場合
- 映像にBGMを入れるに際し、著作権者から許諾を得る**以前**に、どの楽曲を用いるかを検討するために、実際に映像にあわせて楽曲を録音する場合
- 権利者不明の著作物に関し、裁定制度を利用するか否かを**検討**するに際し、社内の会議資料や企画書等に著作物を掲載する場合

写り込み等の利用

(3) 技術の開発又は実用化のための試験の用に供するための利用(30条の4)

- テレビ番組の録画に関する技術を開発する場合に、技術を検証するため、実際にテレビ番組を録画してみる場合
- 3D(三次元)映像の上映に関する技術を開発する場合に、技術を検証するため、3D映像が収録されたBlu-ray Discを上映してみる場合

(4) 情報通信技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のための利用(47条の9)

- 様々なファイル形式でサーバーにアップロードされているファイルを、統一化したファイル形式にするために必要な複製が行われる場合
- 各種インターネットサービスにおいて、分散処理による情報処理の高速化のため、サーバー上で必要な複製が行われる場合

著作物の利用のみならず、実演、レコード、放送又は有線放送の利用についても同様に、著作隣接権者の許諾を得なくても利用することが侵害行為に当たらない。(102条1項)

違法ダウンロード刑事罰化に係る規定の整備（第119条第3項関係）

内閣提出法案に対する修正

平成21年著作権法改正（違法ダウンロードについて規定）

【原則】 私的使用目的の場合で、使用する者が複製する場合、著作権者の許諾なく複製可能。
 【例外】 ただし、私的使用目的であっても、違法にアップロードされたものを知りながら、権利者に無断で、音楽、映像をダウンロード（録音・録画）する行為を違法に。ただし、刑事罰は無し。（第30条第1項第3号）

しかし、

- 違法ファイル等の年間ダウンロード数は推定で43.6億ファイル（正規有料音楽配信の10倍に相当。）、正規音楽配信の販売価格に換算すると6,683億円。（日本レコード協会調べ）
- 平成21年改正著作権法が施行されて2年が経過し、その効果が一部に見られるものの、依然として違法な音楽等の流通量は減少せず、コンテンツ産業に大きな被害。

そのため

平成24年著作権法改正（違法ダウンロードの刑事罰化について規定）

(1) 対象となる行為

私的使用の目的をもって、有償著作物等の著作権等を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、自らその事実を知りながら行って著作権等を侵害する行為

有償著作物等：録音又は録画されている著作物、実演、レコード又は放送・有線放送に係る音・映像で、有償で公衆に提供され、又は提示されているもの（その提供又は提示が著作権又は著作隣接権を侵害しないものに限る。）

文化庁ホームページから

ダウンロードに刑罰

文化庁ホームページから



ま と め

権利者の許諾を得なくても良い場合を個々の例について見ました
 我が国では、一般的な利用の規定は、ありません
 諸外国では、個々の権利制限を規定するとともに一般規定をおくことにより
 権利侵害としないこととし、権利者と利用者のバランスを図っています
 これがフェアユース規定です

ご清聴 ありがとうございました。

杉 山 務

例 題

- [17]甲が乙に対し著作権侵害を主張できるか。ただし、いずれも乙は甲から何らの許諾も得ていないものとする。
- (イ) コンビニエンスストアのオーナー甲は、自己の店で発生した強盗事件の様子が自動的に録画された防犯ビデオテープを、放送局に対価を得て譲渡し、放送局は甲の許諾の下にこのビデオテープに録画された強盗事件の様子をテレビニュースで放送した。ビデオ会社乙は、その放送された強盗事件の様子の映像を「犯罪の瞬間」と題するビデオテープに編集して、これを販売している。
- (ロ) 弁護士甲は、日本の著作権に関する判決を翻訳し、「英訳日本著作権判決」としてある法律雑誌に連載していた。
- 乙は、その英訳文のコピーを「英訳日本著作権判決」として販売している。
- (ハ) 出版社甲は、独自調査の結果に基づいて全国のすべての大学の教授を甲が自ら創作した独自の学問分野の区分にまとめて配列し、その氏名と所属大学を記載した「大学教授総覧」なる本を出版した。
- 出版社乙はその本から教授の氏名と所属大学だけをそのまま写して氏名のアイウエオ順に並べた「大学教授一覧」なる記事を作成し、その出版する雑誌に掲載した。
- (ニ) 浮世絵の収集家甲は、自己が所有し、かつ、著作権の保護期間が経過した浮世絵を忠実かつ機械的に写真撮影し、これを集めて画集として発売した。
- 出版社乙は、その画集の中から浮世絵の写真一点をそのまま複写して、その出版する雑誌に掲載した。
- (ホ) ジャズ演奏家甲は、ライブハウスで飛び入り出演して即興演奏を行った。演奏された曲は、甲の創作による全く新しい曲であったが、甲自身も2度と同じ曲を演奏することのできない、まさしく即興演奏であった。
- 乙は、その演奏を秘密裏に録音してインターネット上の自分のウェブサイトアップロードし、無料で公開した。

主張はロとホ

14 弁護士